

# 消費生活トラブル情報

21年度 最近の相談から

新城設楽県民生活プラザ

TEL 0536-23-8701

## 100%勝てる!?パチンコ攻略法

息子がインターネットでパチンコ攻略法のサイトを見つけ「特別な情報を提供する」「100%勝てる」「必ず儲かる」「すぐに元がとれる」という業者の言葉を信じ、現金で50万円を振り込んで登録をしました。パチンコ依存症気味で、貯金を下ろしてまでのめりこんでいたようです。

しかし、指示通りにパチンコをしても全く儲からない。何とか解約し返金してほしいです。

(60代男性からの相談)

### 処理概要

相手業者の所在地がわかれば、契約に至るまでの問題点を書面にまとめ、代表者宛に送付、返金交渉をするという方法もありますが、返金される可能性は低いため、法律相談と警察への相談を助言しました。また、被害弁護団について情報提供をしました。

### ☆ ポイント

#### パチンコ攻略法の勧誘にご注意

インターネットのサイトからパチンコ情報を入手（通信販売）しておりますが、現時点では、パチンコ情報は特定商取引法の指定サービスではないので、特定商取引法の適用はありません。

(※12月の改正法施行後は対象)

ただし、「必ず儲かる」という説明が消費者契約法の断定的判断の提供にあたるため、契約の取り消しと、業者に返金請求ができます。契約の経緯と取り消しによる返金を求める書面を業者に送り交渉をする方法があります。

しかし、業者と連絡が取れなくなることが多くあり、その場合は交渉することが困難になります。また、取り戻すために裁判（訴訟）を起こすにしても、弁護士費用や訴訟費用がかかります。例え裁判で勝訴したとしても、取り戻すのは非常に困難であり、仮にお金が返ってきても、それまでの労力と費用は、半端ではありません。

#### パチンコ業界団体も注意を呼びかけ

こうしたトラブルを防ぐため、全日本遊技事業協同組合連合会などのパチンコ業界団体は「悪質な攻略法販売にご注意ください」と注意喚起を呼びかけています。パチンコ攻略法の代金を支払った後に「業者と連絡が取れない」「返金されない」場合は「詐欺被害」として警察へ相談しましょう。

全日本遊技事業協同組合連合会雑誌では、広告・自社ホームページ上で掲載されている所在地に“所在していなかった”『パチンコ・パチスロ攻略法販売』・『打ち子（会員・スタッフ）募集・勧誘』業者一覧をHP上で公表をしております。

#### 必ず儲かる攻略法はありません！！

**そもそも、このような“美味しい話”はどこにも存在しません！**

1. 必ず儲かるパチンコ攻略法はありません。甘い誘いに乗らないように気をつけましょう。
2. もしも契約をしてしまったら、書面（内容証明郵便）で経緯と取消通知を出して返金を求めましょう。ただし、詐欺的な業者が多く、返金交渉は極めて困難です。
3. 消費者金融から借入れをさせ、契約金を支払わせたり、「指定した台で攻略の手順に沿って行くと必ず儲かる。万が一、玉が出なくても仕事なので日当を支払う」等と派遣労働と偽って契約をさせる被害もあります。**契約をする前に県民生活プラザに相談をしましょう。**